

姫路市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定まるまでの間、市長はこれを行わないこととする。